

令和5年度公益財団法人日本パラスポーツ協会公認

初級パラスポーツ指導員養成講習会 実施要項

1. 目的

障がい者のスポーツの普及を図り、鳥取県における障がい者のスポーツ振興を目指し、障がいの種別および程度などに応じたスポーツの指導体制を確立することを目的に初級パラスポーツ指導員養成講習会を開催します。

2. 主催

(一社)鳥取県障がい者スポーツ協会

3. 後援

鳥取県 鳥取県教育委員会 (社福)鳥取県社会福祉協議会 (社福)鳥取県身体障害者福祉協会
(公財)鳥取県スポーツ協会 鳥取県精神保健福祉協会 (一社)鳥取県手をつなぐ育成会
(公財)日本パラスポーツ協会

4. 日時・研修内容

令和5年10月7日(土)～令和5年10月9日(月・祝) 計3日間

研修内容の詳細については「令和5年度初級パラスポーツ指導員養成講習会日程表」をご参照ください。

5. 会場

米子サン・アビリティーズ(米子市皆生新田3丁目16番20号)

※申し込み状況により会場を変更する場合があります。

6. 受講対象者

鳥取県内に在学、在勤、在住する令和5年4月1日現在、18歳以上の者でパラスポーツに理解があり、資格取得後は鳥取県内のパラスポーツ活動に協力できる方を対象とします。

7. 定員

30名 (※先着順)

8. 受講料

5,000円(テキスト、保険料含む)

※受講決定後、期日までに指定金融機関へお振込みください。

9. 申込方法

別紙の申込用紙に必要事項を記入の上、郵便、FAX、メールのいずれかにて申し込むこととし、メールでの申し込みの場合、題名に「初級パラスポーツ指導員養成講習会」と記載してください。

募集期間 令和5年8月1日(火)～令和5年9月13日(水) 必着

※受講の可否については、9月25日(月)までに通知します。

10. 資格登録について

(1) 公認初級パラスポーツ指導員の資格登録希望者は、講習会終了後2週間以内に登録に関する費用を指定金融機関へお振込みください。

初回登録費用 9,300円(申請・認定料5,500円、年会費3,800円)

(2) 初年度登録は、資格認定日から令和6年3月31日までの登録となります。

(3) 全てのカリキュラムを履修した方に限り資格を発行します。

12. その他

(1) 受講料お振込後の返金はいたしません。

(2) 天変地異や伝染病等の流行、官公庁の指示等により、講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害について、主催者ではその責任を負いかねます。

(3) 次の資格を保有している方は、初級パラスポーツ指導員資格を取得せずに中級取得の方法があります。

- a) (公財) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者で、
初期登録から3年以上の指導経験を有している者。(ただし、スポーツリーダーは除く)
 - b) (公財) 日本理学療法士協会に登録されている理学療法士資格保有者
 - c) 保健体育教員免許保有者
- ※詳しくは (公財) 日本パラスポーツ協会ホームページをご覧ください。

13. 申込み・問い合わせ先

鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア (担当: 景山、下雅意)

〒680-0944 鳥取県鳥取市布勢146-1 鳥取県立布勢総合運動公園内

電話 (0857) 50-1091 FAX (0857) 50-1092

E-mail tottori-novaria@ts-sawayaka.jp ホームページ <https://ts-sawayaka.jp>